

医療情報室レポート

2006年4月28日

福岡市医師会医療情報室
TEL852-1501・FAX852-1510

特集：地域包括支援センター

平成18年4月より施行された改正介護保険法では、予防重視型システムへの変換が図られ、一貫性のある「総合的な介護予防システム」を確立するため、地域支援事業及び新予防給付が始まった。地域支援事業は、高齢者が介護を必要とする状態を出来るだけ防止すること、また、新予防給付は介護を必要とする状態になってもそれ以上悪化させないことを目的としている。これらを一体化して実施する地域の中核拠点として「地域包括支援センター」が創設されたものである。

福岡市では、従来の「在宅介護支援センター」(各区7箇所)を廃止し、28箇所に「地域包括支援センター」を設置して、その内14箇所について福岡市医師会へ事業運営を委託したものである。

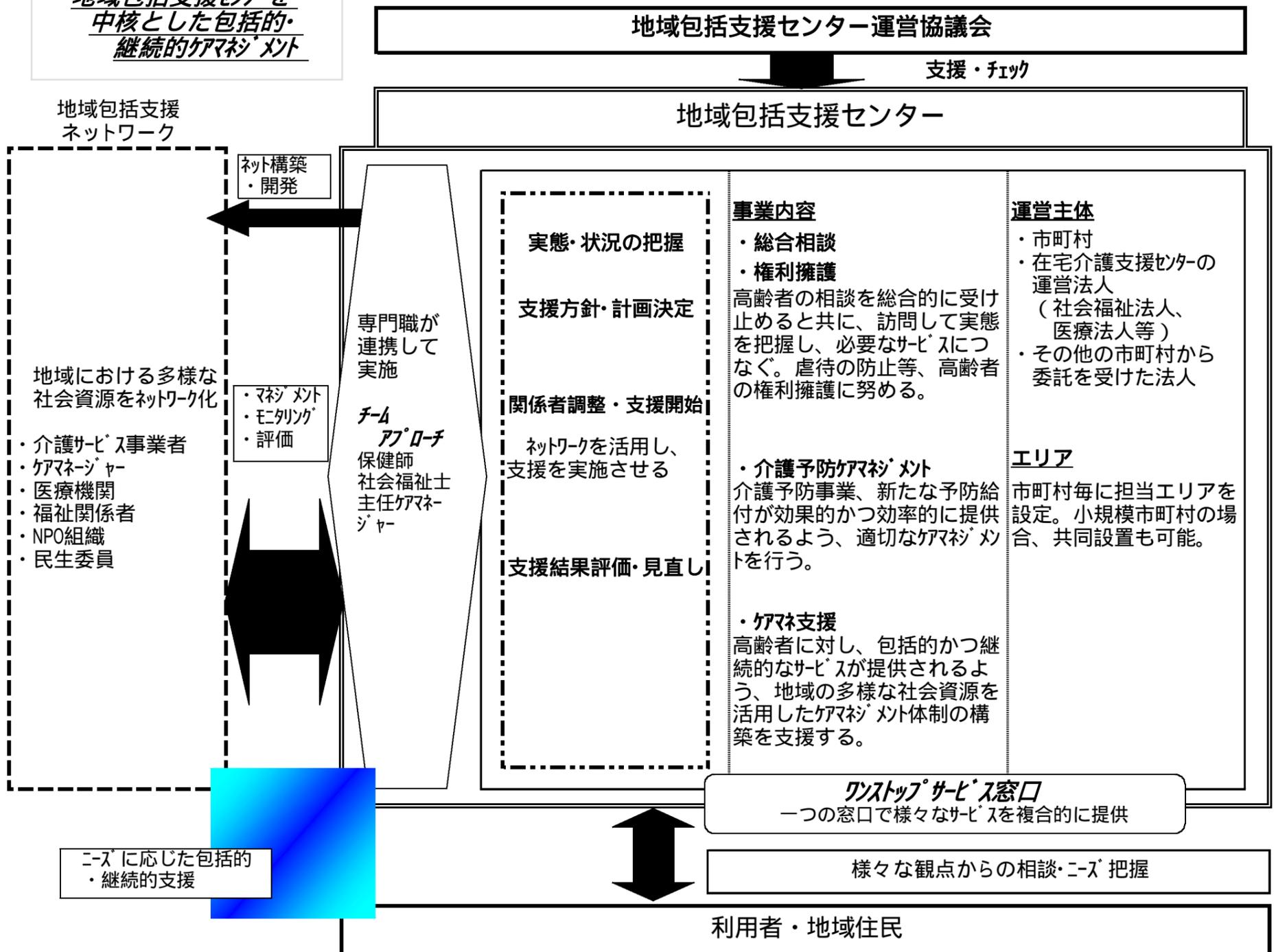
今回は、「地域包括支援センター」の主な内容と本会の取り組みなどについて纏めた。

地域包括支援センター

概要

「地域包括ケア」の考え方は、高齢者が住み慣れた地域で尊厳のある生活を継続することが出来るよう、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス体制」を目指すものである。こうした体制を支える地域の中核機関として「地域包括支援センター」が設置された。

地域包括支援センターを 中核とした包括的・ 継続的ケアマネジメント



地域包括支援センター運営協議会

支援・チェック

地域包括支援センター

実態・状況の把握

支援方針・計画決定

関係者調整・支援開始

ネットワークを活用し、
支援を実施させる

支援結果評価・見直し

事業内容

- ・総合相談
- ・権利擁護

高齢者の相談を総合的に受け止めると共に、訪問して実態を把握し、必要なサービスにつなぐ。虐待の防止等、高齢者の権利擁護に努める。

・介護予防ケアマネジメント

介護予防事業、新たな予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なケアマネジメントを行う。

・ケア支援

高齢者に対し、包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援する。

運営主体

- ・市町村
- ・在宅介護支援センターの運営法人（社会福祉法人、医療法人等）
- ・その他の市町村から委託を受けた法人

エリア

市町村毎に担当エリアを設定。小規模市町村の場合、共同設置も可能。

ワンストップサービス窓口

一つの窓口で様々なサービスを複合的に提供

様々な観点からの相談・ニーズ把握

利用者・地域住民

ニーズに応じた包括的・継続的支援

地域包括支援ネットワーク

ネット構築・開発

地域における多様な社会資源をネットワーク化

- ・介護サービス事業者
- ・ケアマネジャー
- ・医療機関
- ・福祉関係者
- ・NPO組織
- ・民生委員

・マネジメント
・モニタリング
・評価

専門職が連携して実施

チームアプローチ
保健師
社会福祉士
主任ケアマネジャー

福岡市の地域支援事業と医師会の取り組み

福岡市の地域支援事業は、要介護状態の発生をできる限り防ぐことを目的として新たに介護保険制度の中に位置付けられ、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業の3つで構成されており、地域包括支援センターが深く関わる。

1. 介護予防事業

介護予防事業は、生活機能などの低下により、要支援・要介護状態になるおそれが特に高い高齢者（特定高齢者）を対象とした介護予防特定高齢者施策と高齢者全体を対象とした介護予防一般高齢者施策に分類。

1) 介護予防特定高齢者施策

健診、本人・家族からの相談、要介護認定の結果(非該当)等から、特定高齢者を把握、対象者への具体的な介護予防ケアプランに基づく介護予防メニューの実施により要支援・要介護状態への移行を防止。

2) 介護予防一般高齢者施策

一般高齢者を対象とした健康教室等を通じた介護予防に関する普及啓発事業や社会参加事業等。

2. 包括的支援事業（地域包括支援センター）

地域包括支援センターは地域における高齢者の保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に市内28箇所を設置。福岡市医師会ではその内14箇所を受託。

具体的な業務内容

介護予防ケアマネジメント

介護予防特定高齢者施策対象者や要支援高齢者に対し、介護予防ケアマネジメントを経て介護予防ケアプランを作成。

総合相談

高齢者の権利擁護

地域の介護支援専門員への支援 など

3. 任意事業

配食サービスや声の訪問事業等、高齢者の自立支援や家族介護者の支援。

福岡市医師会が運営する地域包括支援センター				
	名称	設置場所	住所	電話
1	東第2	東区子どもプラザ内	香椎駅前2-10-33	673-3088
2	東第3	高美台117内	高美台2-1-5	605-5411
3	東第4	青葉老人いきいの家 (7月設置予定)	青葉7-38-15	691-8322
4	博多第2	太田ビル内	博多駅前3-12-25	474-8588
5	博多第3	外セント89	東比恵2-13-15	433-3346
6	中央第1	ガイ黒門	黒門6-5	762-8511
7	南第2	健康増進会館(桧原)	桧原5-7-19	566-8411
8	南第3	老人福祉センター-若久園	若久6-29-1	553-8911
9	南第5	ハートビル 老司	老司1-17-34	567-8355
10	城南第2	老人福祉センター(寿楽園)	南片江2-32-1	865-8311
11	早良第2	プラウド小田部	小田部2-10-10	832-8433
12	早良第3	イトリル津田	飯倉6-22-27	863-8011
13	西第2	アストビル内	野方1-17-26	812-9688
14	西第4	今宿出張所	横浜1-2-1	807-6811

各都市医師会の取り組み	
名古屋市医師会	医師会単独では行っておらず、名古屋市と共同で名古屋市高齢者療養サービス事業団を設置、29箇所中9箇所運営。
大阪府医師会	市内24区の各区社会福祉協議会に運営委託しており、市内26の医師会からは運営協議会委員として参画。また、24区の地域包括支援センター運営協議会以外に大阪市全体を統括する大阪市地域包括支援センター運営協議会を設置しており、大阪府医師会の担当理事が委員として参画。
神戸市医師会	市内77箇所中1箇所を委託事業として運営している。市、区の地域包括支援センター運営協議会に参画。
広島市医師会	広島市医師会が出資した社会福祉法人福祉広医会が運営する2箇所の地域包括支援センターで委託事業として運営している。
北九州市医師会	ケアと社会福祉士を派遣している。北九州市では統括支援センター(区レベル7箇所)と地域包括支援センター(地域レベル24箇所)があり、北九州市医師会では統括支援センターへ医師会職員2名(ケア)、地域包括支援センターへ医師会職員14名(ケア7名、社会福祉士7名)を派遣している。
熊本市医師会	市内26箇所中、1箇所運営
宮崎市郡医師会	市郡内5箇所中、1箇所運営
大分市医師会	市内15箇所中、1箇所運営
長崎市医師会	市内12箇所中、1箇所運営



医療情報室の目

地域包括支援センターへの関わり

要介護認定を受けた人は5年間で約193万人増加(88%増) 特に要支援・要介護1の認定を受けた人が大幅に増加(138%増)している。(厚生労働省「介護保険制度改革の概要」)

平成17年3月末の全体の割合は、要介護度が軽度(要支援~要介護2)の認定者数が63.8%を占めている。(厚生労働省平成16年度 介護保険事業状況報告)

また、介護保険の総費用は制度開始当初の平成12年度3.6兆円(実績)から平成18年度7.2兆円(予算)へと急速に拡大を続けて2倍近くにもなり、介護保険の財政は逼迫している。

こうした事態に、社会保障費削減の声がまたまた大きくなりそうだが、そもそも介護保険が今日のような財政状況に陥ったのは、制度発足当初から参入を認められた民間業者が、利用者の機能低下を助長するような過剰なサービスを提供するなど、節操のない営利追求の姿勢をとり続けてきたことに一因があり、医療保険にも株式会社など民間企業の参入を認めればどうなるか、結果は自ずから明らかだろう。

福岡市医師会では福岡市内28箇所の地域包括支援センターの内、14箇所を委託事業として運営している。

本会が地域包括支援センターの事業運営を行うことは、利用者の支援は言うまでもなく、会員の診療を支え、そして何よりも介護保険制度の下で適正なサービスが行われ、健全な制度運用が図られるよう、医療者としての責務を果たすことである。

この医療情報室レポートは、福岡市医師会インターネットホームページで閲覧・情報取得が可能です。

次のアドレスによりアクセスして下さい。 <http://www.city.fukuoka.med.or.jp/jouhousitsu/report.html>

ご質問や何かお知りになりたい情報(テーマ)がありましたら医療情報室までお知らせ下さい。

(事務局担当 立石 5852-1501 FAX852-1510)

担当理事 原 祐一(広報担当)・原 村 耕 治(地域ケア担当)